

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン第12報（指示） 職員部分抜粋版

### 新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン（職員）

- 1、業務にあたる前にご自宅または職場についた直後に検温を行い、管理者に体調の報告を行う。風邪のような症状や味覚・嗅覚の異常、体温37.5℃以上ある時は管理者に報告したうえで出勤しないこと。また、勤務中に体調不良を感じたときも検温を行い、発熱や症状が見られれば、早退すること。症状が改善傾向となるまでは同様の取り扱いとする。また、状況によっては検査キットにて検査を受けること。このような状況が解消しても、管理者は当該職員の健康状態に留意すること。
  - 2、ご家族や同一居住者が濃厚接触者となったときは必ず管理者に連絡し、職員が濃厚接触者とならなければ、検査して陰性であることを条件に勤務可能とする。その際は家庭内であってもマスクをする、接触を控えるなどの感染防止対策を徹底すること。  
また、ご家族や同一居住者に風邪症状や発熱がある時には必ず管理者に連絡すること。
  - 3、自分が濃厚接触者となったときは、濃厚接触をしたとされる直近の日から6日間は出勤を控え、6日目に検査をすること。その検査で陰性を確認後出勤することとする。（濃厚接触者かどうかは保健所が判断します）
- （4、5、6は第12報を確認してください）
- 7、ご利用者は重症リスクが高いということを十分に理解し、職員は県外との往来は避けること。そういった地域への訪問が必要なときは、事前に管理者へ必ず県外移動届を提出すること。
  - 8、同居ご家族様が、県外への出張や、ご親族様のもとなどへお出かけされたときは事前に管理者へ必ず県外移動届を提出すること。また、同居されていないお子様などご親族様が県外から一時帰省しご自宅へ滞在される予定があるとき、事前に管理者へ必ず県外移動届を提出すること。

状況によっては、厳格に3密を避けた状況下での業務にあたるなどの対応をする。

9、職員または同居ご家族が、県外から帰ってきた際、必ず法人が用意した検査キット、もしくは自分で手配した検査キットにて検査を受けること。その際の費用は自己負担とする（法人の検査キット費用は3,000円程度）。

また、同居されていないお子様などご親族様が県外から一時帰省しご自宅へ滞在される予定があるときも同様とする。